2026年8月21日

東京地方裁判所民事第50部合D係　御中

令和7年（ワ）第7441号 国家賠償請求事件

原告　柴田[redacted] ほか３名

被告　国

原告ら訴訟代理人

弁護士	高野　隆	同	宮村啓太
同	谷口太規	同	井桁大介
同	趙誠峰	同	吉田京子
同	亀石倫子	同	小林英晃
同	鵜飼裕未	同	戸田善恭
同	志塚永	同	馬淵未来
同	安藤光里	同	平岡百合
同	齋藤賢	同	南里俊毅
同	太田こもも		

証拠説明書(9)

甲号証の証拠説明は次のとおりである。

甲号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者
	立証趣旨			
A140	『注釈日本国憲法(3)』 406-411頁	写し	2020.3.20	長谷部恭男編 （川岸執筆箇所）
	憲法38条1項における「強要されない」とは、供述の直接的な強制だけでなく間接的な強制も禁止されることを意味し、拷問を加えて供述させたり供述拒絶に罰則を科したりできないのはもちろん、供述をしな			

	いことに対して本人に不利益な推測をすることも禁止される。つまり不供述に法律上または事実上の不利益が課せられてはならないことを意味していること。			
A141	『新・コンメンタール憲法（第2版）』414-417頁	写し	2019.6.25	木下智史・只野雅人編（倉田執筆箇所）
	憲法38条1項における「強要されない」とは、供述を強制することを禁止する意味であること。直接強制はもとより、間接強制も許さない趣旨であり、供述をしないことを罰することだけでなく、それを理由として何らかの法律上の不利益を与えることを禁じることを意味すること。			
A142	『憲法Ⅰ　基本権 第2版』324-327頁	写し	2023.3.30	渡辺康行ほか（松本執筆箇所）
	憲法学者の松本和彦も、不供述の事実から不利益な推認をなすことも禁じられると述べていること。			
A143	『憲法第9版』274-277頁	写し	2026.3.10	長谷部恭男
	憲法学者の長谷部恭男は、法律上の強制と事実上の強制という概念を用い、憲法38条1項の「強要」にはその両方が含まれると述べていること。			
A144	『憲法（第3版）』244-247頁	写し	2017.4.30	渋谷秀樹
	憲法学者の渋谷秀樹は、心理的な誘導も禁止されていると明言していること等。			
A145	『憲法Ⅲ　人権(2)』208-217頁	写し	1981.9.25	芦部信喜編（杉原執筆箇所）

	憲法学者の杉原泰雄は、憲法38条1項があらゆる方法による供述強要を禁じていることから、同項は事実上の不利益をも課すことを禁止していると解していること等。			
A146	『立憲主義と日本国憲法〔第6版〕』364-365頁	写し	2024.8.30	高橋和之
	憲法学者の高橋和之は、事実上の不利益を課すことも禁じていると解していること等。			
A147	『大コンメンタール刑事訴訟法第三版第2巻』30-31頁	写し	2024.8.20	中山善房ほか編（川上執筆箇所）
	「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」とは、証拠に対して不正な働きかけを行い、公判を紛糾させたり、ひいては終局的判断を誤らせたりするおそれ、すなわち、具体的蓋然性があることをいうと解されていること。			
A148	『令状実務詳解〔補訂版〕』322-327頁	写し	2023.4.25	田中康郎監修（浅香執筆箇所）
	裁判官は、被疑者等が黙秘等しているという供述態度を、罪証隠滅のおそれを肯定する事情として用いることは許容されると考えていること等。			
A149	取調べ立会いに関する海外調査報告　韓国・イギリス（抜粋）	写し	2025.4	日本弁護士連合会・取調べ立会い実現委員会
	韓国（朝鮮）では、我が国の刑訴法が依用され、これが基礎となって制定されているため、条文の構造や体裁は現行の刑事訴訟法に至っても、日本の刑事訴訟法と非常に類似性が高いものとなっていること。			
A150	「未決拘禁と身体不拘束の原則」『新倉修先生古稀祝	写し	2019.9.14	安部祥太

	賀論文集―国境を超える市民社会と刑事人権』			
	韓国刑事訴訟法１９８条１項は、①拘束以外の方法では刑事訴訟の目的を達成できない場合に限って身体拘束を最終手段として用いること、及び②拘束期間を必要最小限にしなければならないことを宣言した規定であること。			
A151	「韓国の保釈制度と運用」季刊刑事弁127号	写し	2026.7.20	延秀斌
	韓国の拘束前被疑者審問は、検事と弁護人が参加し、被疑者側が身上関係資料や拘束に代わる措置を具体的に提示できる対審的な手続として構成されていること及び韓国における保釈制度の概要等。			
A152	「保釈と電子監督」『刑事司法の理論と実践―渡辺修先生古稀祝賀論文集』	写し	2024.6.4	安部祥太
	韓国における保釈制度の概要等。			
A153の1,2	韓国憲法裁判所1992年1月28日決定	写し	1992.1.28	韓国憲法裁判所
	韓国憲法裁判所１９９２年１月２８日決定は、無罪推定原則について、被疑者及び被告人の地位を擁護し、刑事手続上の不利益を必要最小限にとどめる原則であるとした上で、不拘束捜査及び不拘束裁判が原則であり、被疑者又は被告人に逃亡又は証拠隠滅のおそれがある場合に限って、例外的に拘束捜査及び拘束裁判が認められると判示したこと。			
A154の1,2	大法院2003年11月11日決定	写し	2003.11.11	
	大法院２００３年１１月１１日決定は、憲法１２条が身体の自由に関する規定の冒頭で適法手続原則を宣言した趣旨について、裁判官が身体拘束に関する憲法及び法律を解釈・適用する際、国家刑罰権よりも			

	個人の人権擁護を優位させ、身体拘束に慎重を期するためであると判示したこと。			
A155	令和元年版犯罪白書第３編第１章第２節、３－１－２－２図	写し	2019.12	法務省
	我が国の身柄率（検察庁既済事件の被疑者人員に占める身柄事件の被疑者人員の比率）は、平成元年（１９９０年）の２１．８％からおおむね上昇傾向をたどり、平成３０年（２０１８年）には３６．１％に達したこと。			
A156	令和７年版犯罪白書第２編第２章第３節、２－２－３－１図	写し	2026.2.5	法務省
	令和６年（２０２４年）の身柄率が３４．６％であること及び勾留請求率（身柄事件の被疑者人員に占める検事が勾留請求した人員の比率）は９４．８％であり、勾留請求却下率は４．３％にとどまっており、勾留請求されると極めて高い割合で勾留がされること。			
A157の1,2	大法官解釈第737号	写し	2016.4.29	台湾司法院大法官
	大法官解釈第737号において、憲法第8条および第16条の趣旨に基づき個人の自由と訴訟権を保護するため、被疑者には勾留請求の根拠となる関連証拠も通知し、弁護権の効果的な行使を容易にしなければならないと判断されたこと等。			
A158の1,2	大法官解釈第653号	写し	2008年12月26日	台湾司法院大法官
	台湾の憲法裁判所が、勾留は犯罪嫌疑人又は刑事被告人の人身の自由を制限し、その者を家庭、社会及び職業生活から隔離する。それは、身体的及び精神的に重大な打撃を与えるだけでなく、名誉、信用等の人格権にも極めて重大な影響を及ぼすため、勾留以外の代替手段が存			

	在しないことを前提として、慎重に行われなければならないと繰り返し判示していること等。			
A159	「台湾の捜査段階勾留審査手続きにおける証拠閲覧」季刊刑事弁護92号	写し	2017.10.20	李 怡修
	台湾では、従前、捜査段階の勾留審査手続において、被疑者及び弁護人が検察官の提出した記録及び証拠を閲覧できず、実効的な防御が困難であったものの、大法官解釈第737号が、身体の自由及び訴訟権を保障する適正手続の要請として、勾留請求の具体的理由及び関係証拠を適時かつ適切な方法により被疑者及び弁護人に知らせる必要があると判断したこと、並びに、これを受けた2017年の刑事訴訟法改正により、捜査段階の勾留審査における必要的弁護、弁護人による記録及び証拠の閲覧・謄写・撮影、非開示証拠の勾留判断への利用禁止並びに防御準備時間の保障が制度化されたこと等。			
A160の1,2	司法統計	写し	2026.6	中華民国法務部統計課
	台湾の地方検察庁における新規受理刑事捜査事件及び裁判所に対する勾留請求や勾留許可の状況に関する統計データ。			

以上